

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給及び損失補償費補助金交付規則の一部を改正する規則

(農林水産経営支援課)

一

告 示

○公印の廃止
○公印の新調

(私学文書課)
(同)

二
四

○災害等廃棄物処理の事務の受託

(廃棄物対策課)

六

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(共同参画社会推進課)

七

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(長寿社会政策課)

七

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

(同)

七

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

(同)

八

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出

(同)

八

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

(同)

九

○家畜伝染病の発生

(畜産課)

九

○保安林の指定施業要件の変更

(森林整備課)

九

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(同)

一〇

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課)

一〇

○土砂災害警戒区域の指定

(同)

一一

○土地区画整理事業の終了の認可

(都市計画課)

一一

○土地改良区管理規程の認可(四件)

(北部地方振興事務所)

一二

教育委員会

規 則

○学校教育法施行細則の一部を改正する規則

一三

○教育財産管理規則の一部を改正する規則

一四

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

一七

○教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

一七

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給及び損失補償費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十五号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給及び損失補償費補助金交付規則の一部を改正する規則

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給及び損失補償費補助金交付規則(昭和三十三年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「瀾濶×匹」を「瀾濶、葦濶×匹」に改め、同様式別表一及び別表二を次のように改める。

別表1

被害農林漁業者 等への貸付利率 (年%)	a 率 の 数 値	平成23年東北地方太平洋沖地震の場合		
			6.5%以内の場合	2.1375
			5.5%以内の場合	2.1375
3.0%以内の場合	2.35125			
経営資金	年%			
事業資金	6.5%以内の場合	1.5		

別表2




被害農林漁業者 等への貸付利率 (年%)	b 率 の 数 値	平成23年東北地方太平洋沖地震の場合		
			6.5%以内の場合	2.85
			5.5%以内の場合	2.85
3.0%以内の場合	2.85			
経営資金	年%			
事業資金	6.5%以内の場合	2.0		

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示





○宮城県告示第四百七十七号
次のとおり公印を廃止した。
平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種 類	用 途	印 影	廃止年月日
宮城県知事 印 気仙沼 地方振興事 務所南三陸 支所用	知 事 印	地 方 振 興 事 務 所 南 三 陸 支 所 用		平成二十三年 三月三十一日
宮城県知事 印 本吉農 業改良普及 センター用	知 事 印	農 業 改 良 及 セ ン タ ー 用		平成二十三年 四月十一日
宮城県知事 職務代理者 印 気仙沼 地方振興事 務所南三陸 支所用	知 事 職 務 代 理 者 印	地 方 振 興 事 務 所 南 三 陸 支 所 用		平成二十三年 三月三十一日

宮城県松島 公園管理事 務所長之印	宮城県原子 力センター 所長之印	宮城県防災 ヘリコプタ ー管理事務 所長之印	宮城県気仙 沼県税事務 所長之印
地方機 関 印	地方機 関 印	地方機 関 印	地方機 関 印
一般文書用	一般文書用	一般文書用	一般文書用
			
平成二十三年 三月十一日	平成二十三年 三月十一日	平成二十三年 三月十一日	平成二十三年 三月十一日

宮城県気仙 沼県税事務 所長之印 南三陸支所 用	宮城県石巻 港湾事務所 長之印	宮城県水産 技術総合セ ンター所長 之印	宮城県本吉 農業改良普 及センター 所長之印
地方機 関 印	地方機 関 印	地方機 関 印	地方機 関 印
一般文書用	一般文書用	一般文書用	一般文書用
			
平成二十三年 三月十一日	平成二十三年 三月十一日	平成二十三年 三月十九日	平成二十三年 四月十一日

宮城県気仙沼地方振興事務所長之印 南三陸支所用	宮城県気仙沼県税事務所現金取扱員之印	宮城県気仙沼県税事務所長印 納税証明用	宮城県気仙沼地方振興事務所長之印 南三陸支所用
長 地方機関 印	長 現金取扱 印	長 地方機関 印	長 地方機関 印
一般文書用	地方機関用	納税証明用	地方機関用
			
平成二十三年 三月三十一日	平成二十三年 三月十一日	平成二十三年 三月十一日	平成二十三年 三月十一日

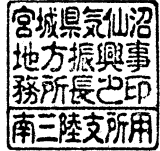



宮城県水産技術総合センター現金取扱員之印	宮城県気仙沼地方振興事務所長之印 南三陸支所用	名称	宮城県知事	名称	宮城県知事
長 現金取扱 印	長 現金取扱 印	種類	知事印	種類	知事印
地方機関用	地方機関用	用途	地方振興事務所用	用途	地方振興事務所用
		印影		印影	
平成二十三年 三月十九日	平成二十三年 三月三十一日	使用開始年月日	平成二十三年 四月一日	使用開始年月日	平成二十三年 四月一日



○宮城県告示第四百七十八号
次のとおり公印を新調した。
平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県松島 公園管理事 務所長之印	宮城県原子 力センター 所長之印	宮城県気仙 沼県税事務 所長之印	宮城県知事 職務代理者 印 気仙沼 地方振興事 務所南三陸 支所用
地方機 関 長 印	地方機 関 長 印	地方機 関 長 印	知事職務 代理者印
一般文書用	一般文書用	一般文書用	地方振興 事務所南 三陸支所用
			
平成二十三年 四月一日	平成二十三年 三月二十三日	平成二十三年 四月一日	平成二十三年 四月一日

宮城県気仙 沼県税事務 所長之印 南三陸支所 用	宮城県石巻 港湾事務所 長之印	宮城県水産 技術総合セ ンター所長 之印	宮城県本吉 農業改良普 及センター 所長之印
地方機 関 長 印	地方機 関 長 印	地方機 関 長 印	地方機 関 長 印
一般文書用	一般文書用	一般文書用	一般文書用
			
平成二十三年 四月一日	平成二十三年 三月二十三日	平成二十三年 四月一日	平成二十三年 四月十二日

宮城県気仙 沼地方振興 事務所長之 印 南三陸 支所用	宮城県気仙 沼地方振興 事務所 所長印 納 税証明用	宮城県気仙 沼県税事務 所現金取扱 員之印	宮城県気仙 沼県税事務 所現金取扱 員印
長 地方 機 関 印	長 地 方 機 関 印	員 現 金 取 扱 印	員 現 金 取 扱 印
一 般 文 書 用	納 税 証 明 用	地 方 機 関 用	地 方 機 関 用
			
平成二十三年 四月一日	平成二十三年 四月一日	平成二十三年 四月一日	平成二十三年 四月一日

宮城県気仙 沼地方振興 事務所南三 陸支所現金 取扱員之印	宮城県水産 技術総合セ ンター現金 取扱員之印
員 現 金 取 扱 印	員 現 金 取 扱 印
地 方 機 関 用	地 方 機 関 用
	
平成二十三年 四月一日	平成二十三年 四月一日

○宮城県告示第四百七十九号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、多賀城市の災害等廃棄物処理の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

多賀城市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四第一項の規定により、多賀城市は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二十二条に規定する災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」という。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となつた廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。
（委託事務の管理及び執行の方法等）

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」といふ。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によつて生ずる収益は、宮城県の収入とする。

(委託事務に要する経費の負担等)

第四条 委託事務に要する経費は、多賀城市が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、多賀城市と宮城県とが協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を多賀城市長に送付するものとする。

(補則)

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに多賀城市長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、多賀城市と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十三年六月二十日から施行する。

○宮城県告示第四百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ローヂーベル

一 代表者の氏名 佐竹えり子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区本町二丁目九番五号五城ビル五〇二

三 定款に記載された目的 この法人は、過去と決別して立ち直りを目指すすべての少年に対して、その立ち直りと自立更生に必要な保護・援助を行い、もつて少年の更生と健全育成に寄与することを目的とする。

生と健全育成に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十三年六月十六日

○宮城県告示第四百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七〇五〇〇八〇二	事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションなか がわ 気仙沼市仲町一丁目五番三 号	事業者の名称又は氏名 株式会社ながわ	指定年月日 平成二十三年 二月一日
〇四七五三〇一七四三	仙台介護サービス 仙台市若林区遠見塚三丁目 八番二十五号	株式会社ライフアップ	平成二十三年 二月一日
〇四七五二〇三三九七	介護24みつげ青葉 仙台市青葉区立町二十三番 十一号	合同会社 Mikke	平成二十三年 二月十五日
〇四七五二〇三三〇五	森のひびき訪問介護ステ ーション 仙台市青葉区川平四丁目二 十四番十四号コーポ川平一 〇二号室	合同会社光信社	平成二十三年 二月十五日
〇四七五三〇一七五〇	QOL介護サービス 仙台市若林区沖野七丁目三 十九番七十五一〇三三号	クオリティ・オブ・ライ フ・ネットワーク株式会 社	平成二十三年 二月十五日

二 通所介護

介護保険事業所番号 〇四七二七〇〇八六三	事業所の名称及び所在地 デイサービスセンター優 黒川郡富谷町鷹乃杜一丁目 十三番九号	事業者の名称又は氏名 有限会社シー・キューブ	指定年月日 平成二十三年 二月一日
〇四七五二〇三三三九	デイサービスくつるぎ 仙台市宮城野区蒲生字北 屋ヶ城八十八番地の八	株式会社イーストケア	平成二十三年 二月一日
〇四七二二〇一〇五三	J A みやぎ登米デイサービ スセンターみなみかた 登米市南方町八の森四十八 番一	みやぎ登米農業協同組合	平成二十三年 二月四日
〇四七五二〇三三三三	ばんすいデイサービスセン ター 仙台市青葉区大町二丁目十 三番二十四号大町オフィス ビル二階	株式会社ヴィーヴル	平成二十三年 二月十五日

○宮城県告示第四百八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇三〇〇七〇八	アースサポート東塩釜塩竈市藤倉二丁目十九番三十号	アースサポート株式会社	平成二十三年二月一日
〇四七五二〇三三四七	つくしケアプランセンター仙台市宮城野区安養寺二丁目三十一番十二号イーグルマンション三三三	合同会社つくしケアプランセンター	平成二十三年二月一日
〇四七〇二二〇六〇	ペガサス薬局介護センター石巻市南中里三丁目十六番二十七号	有限会社ペガサス薬局	平成二十三年二月十五日

○宮城県告示第四百八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇五〇〇八〇二	ヘルパーステーションながわがわ気仙沼市仲町一丁目五番三号	株式会社ながわ	平成二十三年二月一日
〇四七五三〇一七四三	仙台介護サービス仙台市若林区遠見塚三丁目八番二十五号	株式会社ライフアップ	平成二十三年二月一日
〇四七五二〇三三九七	介護24みつけ青葉仙台市青葉区立町二十三番十一号	合同会社Mikike	平成二十三年二月十五日
〇四七五二〇三三〇五	森のひびき訪問介護ステーション仙台市青葉区川平四丁目二十四番十四号コーボ川平一〇二号室	合同会社光信社	平成二十三年二月十五日

二 介護予防通所介護

〇四七五三〇一七五〇	QOL介護サービス仙台市若林区沖野七丁目三十九番七十五一〇三号	フ・ネットワーク株式会社	平成二十三年二月十五日
------------	---------------------------------	--------------	-------------

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二七〇〇八六三	デイサービスセンター優黒川郡富谷町鷹乃社一丁目十三番九号	有限会社シー・キューブ	平成二十三年二月一日
〇四七五二〇三三三九	デイサービスくつろぎ仙台市宮城野区蒲生字北屋ヶ城八十八番地の八	株式会社イー・ストケア	平成二十三年二月一日
〇四七二二〇一〇五三	JAmiya登米デイサービスセンターみなみかた登米市南方町八の森四十八番一	みやぎ登米農業協同組合	平成二十三年二月四日
〇四七五二〇三三三三	ばんすいデイサービスセンター仙台市青葉区大町二丁目十三番二十四号大町オフィスビル二階	株式会社ヴィーヴル	平成二十三年二月十五日

○宮城県告示第四百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七五三〇〇九〇一	ヒューカス訪問看護ステーション訪問介護事業部仙台市若林区新寺四丁目九番三十三号村田ビル一階	合資会社ヒューカス	平成二十三年二月十五日
〇四七五二〇三〇五七	ゴールドエイジ株式会社仙台営業所仙台市青葉区栗生七丁目十一番二号	ゴールドエイジ株式会社	平成二十三年二月二十八日
〇四七五四〇一六五九	介護事業所ぼえむ仙台市太白区大野田一丁目六番七十八号	有限会社ボエム	平成二十三年二月二十八日

二 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七一五〇〇八八四	事業所の名称及び所在地 フィットネス・ケア慶 大崎市古川稲葉字大江向六 番地	事業者の名称又は氏名 有限会社フィットネスケ ア慶	廃止年月日 平成二十三年 二月一日
-------------------------	---	---------------------------------	-------------------------

○宮城県告示第四百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七一〇〇〇三二三	事業所の名称及び所在地 デイサービスたんぼほ 岩沼市下野郷字北谷地百七 十四番二号	事業者の名称 株式会社志鷲	廃止年月日 平成二十三年 二月十日
○四七五一〇三〇五七	ゴールドエイジ株式会社仙 台営業所 仙台市青葉区栗生七丁目十 一番二号	ゴールドエイジ株式会社	平成二十三年 二月二十八日
○四七五一〇三二三二	居宅介護支援事業所結（ゆ い） 仙台市青葉区西花苑一丁目 三十九番地の四十三	株式会社こうけん	平成二十三年 二月二十八日

○宮城県告示第四百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七五一〇三〇五七	事業所の名称及び所在地 ゴールドエイジ株式会社仙 台営業所 仙台市青葉区栗生七丁目十 一番二号	事業者の名称又は氏名 ゴールドエイジ株式会社	廃止年月日 平成二十三年 二月二十八日
-------------------------	---	---------------------------	---------------------------

二 介護予防通所介護

○四七五四〇一六五九	介護事業所ぼえむ 仙台市太白区大野田一丁目 六番七十八号	有限会社ボエム	平成二十三年 二月二十八日
------------	------------------------------------	---------	------------------

介護保険事業所番号 ○四七一五〇〇八八四	事業所の名称及び所在地 フィットネス・ケア慶 大崎市古川稲葉字大江向六 番地	事業者の名称又は氏名 有限会社フィットネスケ ア慶	廃止年月日 平成二十三年 二月一日
-------------------------	---	---------------------------------	-------------------------

○宮城県告示第四百八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨネネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

石巻市

五 発生年月日

平成二十三年六月十四日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡蔵王町宮字西堀添大縄場八一の四

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡蔵王町宮字馬場一

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
-------	---------------------	--------	-------------------	------

山崎	北明耕院沢	蕨平沢3	蕨平沢2	蕨平沢1	前田沢	竹の沢2	竹の沢1	大嶺沢	相川の沢1	中島沢	四十田沢	東上沢3	長畑沢	東綱木下沢	黄金沢1	黄金沢2	岩の沢1	峰畑上沢
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
登米市東和町米谷字山崎（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字宮下、同町柳津字大土、同町柳津字水田（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字館石（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字館石（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字館石（次の図のとおり）	登米市津山町横山字前田沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字竹の沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字竹の沢（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字大嶺（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字相川（次の図のとおり）	登米市東和町米川字中嶋、同町米川字四十田（次の図のとおり）	登米市東和町米川字中嶋（次の図のとおり）	登米市東和町米川字東上沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字北上沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字東綱木、同町米川字西綱木（次の図のとおり）	登米市東和町米川字飯土井（次の図のとおり）	登米市東和町米川字飯土井（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字高城山、同町錦織字岩ノ沢、同町錦織字新岩の沢（次の図のとおり）	登米市東和町大字日根牛字峯畑（次の図のとおり）
次の図のとおり																		
宮城県土木部宮城防務所 宮城防務所 登米地域事務																		

高寺	飯土井	飯土井	石貝	峰畑の2	峰畑の3	東上沢の6	館石の1	館石の2	前田沢の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市東和町米谷字細野（次の図のとおり）	登米市東和町米川字飯土井（次の図のとおり）	登米市東和町米川字飯土井（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字館石（次の図のとおり）	登米市登米町大字日根牛字峯畑（次の図のとおり）	登米市登米町大字日根牛字峯畑（次の図のとおり）	登米市東和町米川字東上沢（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字館石（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字館石（次の図のとおり）	登米市津山町横山字前田沢、同町横山字竹の沢（次の図のとおり）

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
古館沢	登米市東和町米谷字根郭、同町米谷字古館、同町米谷字杣荷（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百九十二号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十三条第一項の規定により、土地区画整理事業の終了について、次のとおり認可した。

平成二十三年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

宮城県住宅供給公社

二 事業施行期間

平成二十一年七月十四日から平成二十四年三月三十一日まで

三 施行地区

黒川郡大衡村ときわ台の一部

四 土地区画整理事業の名称

大衡村奥田土地区画整理事業

五 事務所所在地

仙台市青葉区上杉二丁目一番二十号

六 施行認可の年月日

平成二十一年七月八日

七 事業の終了の年月日

平成二十三年六月二十一日

○宮城県告示第四百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、江合川沿岸土地改良区が管理する善光寺堰の管理規程を次のとおり平成二十三年六月二十日認可した。

平成二十三年六月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

善光寺堰管理規程（概要）

一 管理者

江合川沿岸土地改良区善光寺堰管理責任者

二 貯水、放流又は取水に関する事項

- 1 堰地点における常時取水水位は、九、七〇〇メートルとし、ゲート操作による堰の水位は、一〇、〇〇〇メートルを上回ってはならない。

- 2 かんがい期間は毎年四月二十六日から九月五日までとする。
- 3 堰地点からのかんがい用水の最大取水量は次のとおりとする。
 四月二十六日から五月十日まで毎秒〇、三一四立方メートル
 五月十一日から九月五日まで毎秒〇、二四〇立方メートル

三 その他管理規程に記載されている事項

- 1 堰ゲートの操作、点検及び整備に関する事項
- 2 緊急事態における措置に関する事項
- 3 その他施設の管理に關し必要な事項

○宮城県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、江合川沿岸土地改良区が管理する美女川堰の管理規程を次のとおり平成二十三年六月二十日認可した。

平成二十三年六月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

美女川堰管理規程（概要）

一 管理者

江合川沿岸土地改良区美女川堰管理責任者

二 貯水、放流又は取水に関する事項

- 1 堰地点における常時取水水位は、八、〇八四メートルとし、ゲート操作による堰の水位は、八、三八四メートルを上回ってはならない。
- 2 かんがい期間は毎年四月二十六日から九月五日までとする。
- 3 堰地点からのかんがい用水の最大取水量は次のとおりとする。
 四月二十六日から五月十日まで毎秒〇、二四八立方メートル
 五月十一日から九月五日まで毎秒〇、一八八立方メートル

三 その他管理規程に記載されている事項

- 1 堰ゲートの操作、点検及び整備に関する事項
- 2 緊急事態における措置に関する事項
- 3 その他施設の管理に關し必要な事項

○宮城県告示第四百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、江合川沿岸土地改良区が管理する小塩堰の管理規程を次のとおり平成二十三年六月二十日認可した。

平成二十三年六月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉田 祐幸

小塩堰管理規程(概要)

一 管理者

江合川沿岸土地改良区小塩堰管理責任者

二 貯水、放流又は取水に関する事項

1 堰地点における常時取水水位は、九、三九九メートルとする。ただし、九、六九九メートルを越えて堰上げしてはならない。

2 かんがい期間は毎年四月二十六日から九月五日までとする。

3 堰地点からのかんがい用水の最大取水量は次のとおりとする。

四月二十六日から五月十日まで毎秒〇、二二二立方メートル

五月十一日から九月五日まで毎秒〇、一六〇立方メートル

三 その他管理規程に記載されている事項

1 堰ゲートの操作、点検及び整備に関する事項

2 緊急事態における措置に関する事項

3 その他施設の管理に関し必要な事項

〇宮城県告示第四百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、江合川沿岸土地改良区が管理する沼木水門の管理規程を次のとおり平成二十三年六月二十日認可した。

平成二十三年六月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉田 祐幸

沼木水門管理規程(概要)

一 管理者

江合川沿岸土地改良区沼木水門管理責任者

二 貯水、放流又は取水に関する事項

1 堰地点における常時取水水位は、十八、七三五メートルとする。ただし、一九、二〇五メートルを越えて堰上げしてはならない。

2 かんがい期間は毎年四月二十六日から九月五日までとする。

3 堰地点からのかんがい用水の最大取水量は次のとおりとする。

(左岸)

四月二十六日から五月十日まで毎秒二、九三二立方メートル

五月十一日から九月五日まで毎秒二、二二三立方メートル

九月六日から翌年四月二十五日まで毎秒〇、三九九立方メートル

(右岸)

四月二十六日から五月十日まで毎秒〇、四一五立方メートル

五月十一日から九月五日まで毎秒〇、三一四立方メートル

三 その他管理規程に記載されている事項

1 堰ゲートの操作、点検及び整備に関する事項

2 緊急事態における措置に関する事項

3 その他施設の管理に関し必要な事項

教育委員会

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十八日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔一

〇宮城県教育委員会規則第十号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和三十年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
別記第十七号様式中、「(訓等)」を「(訓等)(中等教育)」に改め、「(幼稚園)」を削る。

別記第十八号様式中、「(設置者改)」を

「(市町村)(市町村学校組合)教育委員会 (幼) 幼稚園、専修学校に係るもの」にあっては設置者名」を

別記第二十三号様式中、「(市町村)(市町村学校組合)教育委員会 (高) 高等学校」を

「(市町村)(市町村学校組合)教育委員会 (専) 専修学校に係るもの」にあっては設置者名」を

「(高等学校)(中等教育学校)」に改める。

別記第二十五号様式中、「(市町村)(市町村学校組合)教育委員会 (高) 高等学校」を

「(市町村)(市町村学校組合)教育委員会 (専) 専修学校に係るもの」にあっては設置者名」を

「(高等学校)(中等教育学校)」を「(専修学校)(各種学校)」に改める。

別記第三十七号様在中「(各種学校)」を削る。

別記第二十八号様在中「(市町村)(市町村学校組合)教育委員会」を

「(市町村)(市町村学校組合)教育委員会」及び「(高等学校)」を
(専修学校に係るもの)にあっては設置者名) 」に改め、

「(高等学校)(中等教育学校)」に改める。

別記第三十一号様在中「(高等)」を「(高等)(中等教育)」に改め、「(幼稚園)」を削る。

別記第三十三号様在中「(関係設置者名)」を

「関係(市町村)(市町村学校組合)教育委員会」に改め、「(指定都市立のみ)」を削る。
(幼稚園に係るもの)にあっては関係設置者名)

別記第三十四号様在中「(高等学校)」を「(高等学校)(中等教育学校)」に改め、「(幼稚園)」を削る。

別記第三十五号様在中「(設置者名)」を

「(市町村)(市町村学校組合)教育委員会」に改め、「(指定都市立のみ)」を削る。
(幼稚園、専修学校に係るもの)にあっては設置者名)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十八日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十一号

教育財産管理規則の一部を改正する規則

教育財産管理規則(昭和五十五年宮城県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条を第七条の十二とし、第六条の次に次の十一条を加える。

(教育財産の貸付け)

第七条 教育財産は、当該施設を利用する者の利便に供するため自動販売機を設置する場合に限り、貸付けを行うことができるものとする。

(教育財産の貸付期間)

第七条の二 教育財産の貸付けは、三年を越えることができない。

(貸付料等)

第七条の三 教育財産の貸付料の額は、当該貸付けに係る一般競争入札の落札金額とする。

2 借受人は、光熱水費等の実費及び修理費用(建物に係る修理費用を除く。)を負担するものとする。

(貸付けの手続)

第七条の四 教育財産の貸付けは、次に掲げる事項を記載した契約書によって行う。ただし、必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

一 貸付物件の表示

二 指定用途及び使用上の制限

三 貸付期間

四 貸付料の額

五 貸付料の納期その他納入方法及び違約金

六 貸付物件の維持保存に要する経費及び附帯設備の使用経費の負担

七 転貸、権利譲渡等の禁止

八 貸付条件に違反した場合の解約

九 貸付物件の滅失、毀損及び貸付条件違反の場合の原状回復又は損害賠償

十 貸付物件の返還手続

十一 借受人の投じた有益費、修繕費等請求権の放棄

十二 返還の際の原状回復及び当該経費の負担

十三 調査、報告義務その他必要な事項

(貸付事項の変更)

第七条の五 教育財産の借受者は、前条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、教育財産借受変更申請書(様式第一号の二)を教育長又は教育機関の長に提出しなければならない。

(貸付料の納期)

第七条の六 貸付料は、定期に納付させるものとする。ただし、数年分までを前納させることを妨げない。

(貸付財産の返還)

第七条の七 借受人は、貸付期間が満了し、又は貸付契約が解除されたときは、直ちに、貸付財産を原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第七条の八 借受人は、貸付財産を故意若しくは過失により滅失し、毀損し、又は借受けに伴って第三者に損害を与えたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(罹災等の届出)

第七条の九 借受人は、貸付財産が災害等の理由により滅失、毀損したときは、罹災等届（様式第一号の三）を教育長又は教育機関の長に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第七条の十 教育長又は教育機関の長は、必要があると認めるときは、借受人に対し貸付財産の状況について報告を求め、又は美地に調査することがある。

（貸付財産台帳）

第七条の十一 課長等は、貸付財産の状況を明らかにするため、教育財産貸付台帳（様式第一号の四）を備え、必要な事項を記載しなければならない。

様式第一号の次に次の三様式を加える。

様式第一号の2（第7条の5関係）

教育財産借受変更申請書

年 月 日

宮城県教育委員会教育長
宮城教育機関の長 殿

申請人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

㊟

㊟

教育財産借受けについて、下記により契約変更をしたいのでお願いします。

記

- 1 契約締結年月日
- 2 借受財産の所在地、区分、面積又は数量
- 3 使用目的
- 4 契約変更の理由（具体的に）

備考 必要に応じて関係書類を添付すること。

様式第 1 号の 3 (第 7 条の 9 関係)

罹 災 等 届

年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿
教育機関の

借 受 人 住 所
氏 名 住 所
連帯保証人 住 所
氏 名

㊤ ㊤

教育借受財産を下記のとおり滅失（毀損）しましたのでお届けします。

記

- 1 契約締結年月日
- 2 借受財産の所在地、区分、面積又は数量
- 3 滅失（毀損）の程度
- 4 滅失（毀損）による損害見積額
- 5 滅失（毀損）の理由（具体的に）

備考 現場写真を添付すること。

様式第 1 号の 4 (第 7 条の 11 関係)

教 育 財 産 貸 付 台 帳

1 貸付財産の表示			
分類	分掌課所	現 況	
所在地	区分種 目	土地の状況及び建物の構造	面積又は数量
2 借受人及び保証人			
借受人、住所、氏名			
保証人、住所、氏名			
3 沿革			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年六月二十八日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中

六 変更の届出の受理
その他の事務

課 長

を

四 変更の届出の受理
教育財産の貸付けに関する事務

課 長

に改

一 予定貸借料の年額又は総額が一件二百万円以上三百万円未満のもの
二 予定貸借料の年額又は総額が一件二百万円未満のもの
七 その他の事務

課 長

める。

別表第一第二号の表第九号「中」認可」を「許可」に改める。

別表第一第二号の表第十号「1」を次のように改める。

1 幼稚園及び分校の設置廃止の届出並びに幼稚園の設置者、名称、位置及び学則の変更の届出の受理

課 長

別表第一第五号の表中

五 研究校の指定

教育次長

を

五 研究校の指定
六 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第五條に基づき、同意を得た学級編成の変更協議に係る同意
七 公立特別支援学校の年度中途における学級編成変更決定
八 公立義務教育諸学校及び特別支援学校高等部等の年度中途における教職員定数の配当

教育次長
課 長
課 長

に改

る。

別表第一第十号の表中

二 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可並びにその許可の取消し及びその停止命令

教育次長

を

二 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可並びにその許可の取消し及びその停止命令

課 長

に改

める。

別表第三第二十六項中「第四条各号」を「第四条第二号」に、「第七条」を「第七条の十二」に改める。

める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第五号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年六月二十八日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成七年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（教育機関の長に対する共通委任）

第四条 教育機関の長に対し、教育財産に関する次の事務を委任する。

一 教育財産管理規則（昭和五十五年宮城県教育委員会規則第七号）第七条の規定による教育財産の貸付け
二 次に掲げる教育財産管理規則第七条の十二の規定による教育財産の目的外使用（県立学校の管理に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）第三十三条の規定による学校の施設及び設備の使用を除く。）の許可
イ 使用期間が一年を超えない使用の許可（使用期間の更新の許可を除く。）
ロ 次に掲げる使用に係る当該使用の期間の更新の許可

（1）電柱類、鉄塔類若しくは土地評価に影響しない架空電線類の設置又は管類（ケーブルを含む）

む。()の地下埋設

(2) 使用期間が一年を超えないもの(1)に掲げるものを除く。

別表の一の項中「教育事務所長(仙台教育事務所長を除く。)」を「大河原教育事務所長、東部教育事務所長、南三陸教育事務所長及び東部教育事務所登米地域事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。